

6月12日 食品衛生分科会

報告事項に関する資料

3 報告事項

- (1) 食品安全に係るリスクコミュニケーションについての厚生労働省の取組の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

**食品安全に係るリスクコミュニケーションについての
厚生労働省の取組の概要**
(平成 23 年度)

1. 意見交換会等の開催

平成 23 年度は、以下のとおり、計 15 回の意見交換会等を開催した。

(1) 意見交換会・説明会

テーマに係る説明や講演、パネルディスカッション及び会場との意見交換を実施した。

テーマ	開催時期	開催場所 (参加者数)	主催
BSE対策の再評価 (2回)	平成23年12月	大阪府 (88名) 東京都 (148名)	厚生労働省 (協力：農林水産省)
輸入食品の安全性確保 (2回)	平成24年1月	東京都 (118名) 大阪府 (90名)	厚生労働省
食品中の放射性物質対策 (7回)	平成24年1～2月	東京都 (262名) 福島県 (148名) 福岡県 (140名) 宮城県 (230名) 岩手県 (155名) 愛知県 (147名) 大阪府 (184名)	厚生労働省、 食品安全委員会 (協力：農林水産省)

(2) 見学会

親子による総合衛生管理製造過程承認施設等の見学会を開催した。

テーマ	開催時期	開催場所 (参加者数)	主催
総合衛生管理製造過程 (HACCP) 承認施設 (3回)	平成23年8月	北海道 (11名) 静岡県 (24名) 埼玉県 (15名)	厚生労働省、北海道 厚生労働省、静岡県 厚生労働省、埼玉県

テーマ	開催時期	開催場所 (参加者数)	主催
食品添加物及び食品工場 (1回)	平成23年7月～8 月 (2日間)	広島県 (30名)	厚生労働省、広島県

2 情報の発信

(1) ホームページによる情報発信

厚生労働省のホームページ上の分野別の政策情報「食品」において、報道発表資料、食品の安全に関するQ&A、審議会等の会議資料、食品安全に係る施策の情報などを掲載している。平成23年度は、ホームページの掲載内容について、より分かりやすいものとするための見直しを行った。

(参考) 平成23年度ホームページ閲覧回数

タイトル		閲覧回数(回)
分野別の政策情報「食品」トップページ		689,402
施策情報		1,440,324
(内訳)	輸入食品監視	367,764
	食中毒	294,441
	食品添加物	170,010
	残留農薬等	141,825
	遺伝子組換え食品	163,088
	健康食品	74,507
	器具・容器包装・おもちゃ	63,883
	BSE	55,219
	HACCP	48,390
	汚染物質	32,629
	その他	28,568
食品の安全に関するQ&A		40,014
消費者向け情報		85,943
事業者向け情報		119,478
医師・医療機関向け情報		17,035
リスクコミュニケーション(開催案内、開催結果)		38,277
パンフレット		24,736
子ども向け情報		37,480
コーデックス委員会		11,106
食品衛生法に違反する食品の回収情報		144,058
食品健康被害情報メール窓口		5,421
東日本大震災関連情報(食品関係) ※H23.3~掲載		291,364
腸管出血性大腸菌食中毒の予防について ※H23.5~掲載		210,774

分野別の政策情報「食品」

URL : http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/

東日本大震災関連情報「食品中の放射性物質への対応」

URL : http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

(2) パンフレット、動画の作成・配付

食品の安全に関する各種パンフレットを作成し、都道府県等を通じて、また、意見交換会等の場を通じて幅広く公表した。なお、これらのパンフレット及び動画はホームページに掲載している。

パンフレット

- ・「食品中の放射性物質の新基準値について」
- ・「GMP マークを目印に健康食品を選びましょう！」
- ・「食品の安全確保に関する取組（改訂版）」
- ・「遺伝子組換え食品の安全性について（改訂版）」
- ・「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント（改訂版）」

動画

- ・「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造工程管理に係る映像教材」

(3) 政府広報を通じた普及啓発

政府広報として「O157 や O111 などによる食中毒に注意！～食中毒の発生しやすい季節です～」(平成 23 年6月)の新聞突出し広告(全国紙・地方紙 計 73 紙)を公表し、食肉の生食の食中毒に関する普及啓発を行った。

(4) 母子健康手帳を通じた普及啓発

妊娠中の方を対象とした食中毒予防の啓発について、引き続き、母子健康手帳に記載して普及啓発を行った。

3 意見募集（いわゆるパブリックコメント）の実施

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正（生食用食肉の規格基準の設定、食品中の放射性物質に係る基準値の設定、添加物の規格基準の設定、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の残留基準の設定）」、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部改正（器具・容器包装の試験法、常温保存可能品）」、「平成24年度輸入食品監視指導計画（案）」、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準の一部改正」「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」について意見募集を実施したところ、計2,156件の意見があった。

4 関係府省との連携

5府省（内閣府食品安全委員会、農林水産省、環境省、厚生労働省、消費者庁）のリスクコミュニケーション担当官連絡会議を月2回程度の頻度で開催し、情報交換を行うなど、関係府省が連携してリスクコミュニケーションの推進を図っている。

5 地方自治体との連携

地方自治体等が開催する説明会および意見交換会に担当者が参加し、講演や意見交換を行った。また、厚生労働省において地方自治体担当者に対して、講習会を実施するとともに担当者会議等を通じて、食品安全行政に関する情報の共有を図った。

6 関係団体の会合における講演や意見交換

消費者団体や食品関係団体等が開催する会合に担当官が参加し、講演や意見交換を行った。

7 その他

(1) 子ども霞が関見学デー

平成 23 年度子ども霞が関見学デー（平成 23 年 8 月）において、「クイズで学ぼう 食の安全」を 2 日間にわたり開催し、小中学生（353 名）を対象にゲームを通じて食品の安全について学ぶ機会を設けた。

(2) 食品安全モニター

内閣府食品安全委員会の依頼を受けた「食品安全モニター」の報告のうち、厚生労働省の所掌事務と関連するものについて、回答を作成し、内閣府食品安全委員会事務局を通じてモニターへ回付した。また、食品安全モニター会議に担当官が出席し、食品安全部の所掌事務と関連する質問等に対応した。

平成24年度リスクコミュニケーション事業運営方針

1 意見交換会の開催等

全国各地で消費者・事業者等を対象に「食品の安全性の確保」等をテーマとする意見交換会を適宜開催する。

特に、「食品中の放射性物質対策」及び「BSE対策の再評価」について、関係省庁及び地方自治体と連携しながら、重点的に開催する。

2 情報の発信

(1) 政府広報

「食品中の放射性物質の新基準」について、平成24年の政府重点広報の一つとして選定されたところであり、新聞、雑誌、ラジオ、インターネット等の媒体により幅広く広報を実施する。

また、「食中毒の予防対策」についても、引き続き、夏期を中心に広報を実施する。

(2) ホームページの充実

分野別の政策情報「食品」のページに、食品の安全性確保に関する通知、事務連絡、その他の情報について速やかに掲載するとともに、利用しやすく、分かりやすい内容となるよう努める。また、必要に応じて厚生労働省動画チャンネル「YouTube」を活用する。

(3) パンフレット・動画の作成・改訂

食品の安全性の確保のための取組を紹介するパンフレット等を作成・改訂するとともに、ホームページからのダウンロードによる利用を促進する。

※ なお、情報の発信に当たっては、意見交換会における質疑、厚生労働省へ寄せられた意見・質問、報道の内容等から、国民の関心・疑問等を的確に把握し、できる限り迅速にその後の情報発信に反映させる。

3 意見募集（パブリック・コメント）等の実施

規制の設定又は改廃等に係る意見募集（パブリック・コメント）及びその結果の公表を着実に実施する。

4 その他

(1) 関係府省、都道府県、関係団体等の主催の意見交換会への参加

(2) 関係府省、都道府県、関係団体等との情報交換及び連携した情報発信の促進

(3) リスクコミュニケーション担当者への研修、子ども向けの情報提供、モニター制度の活用等の推進

食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの取組

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

厚生労働省のホームページの東日本大震災関連情報「食品中の放射性物質への対応」において、これまでの経緯、新基準値の概要、Q&A、放射性物質の試験法や検査計画に関するガイドライン、地方自治体からの検査結果、出荷制限等について、震災後すみやかに掲載し、継続的に情報提供を実施している。なお、検査結果については、基準値超過の有無に関わらず、すべて公表している。

2. パブリックコメント

「食品中の放射性物質に係る基準値の設定」に対しては1,877件、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法の一部改正」に対して、76件の意見が寄せられた。

3. 説明会の開催

(1) 平成23年度

内閣府食品安全委員会と共催で「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質に関する説明会」を全国7箇所で開催した。

会場	開催日	参加者数
東京会場	1月16日(月)	262名
福島会場	1月24日(火)	148名
福岡会場	1月31日(火)	140名
宮城会場	2月6日(月)	230名
岩手会場	2月10日(金)	155名
愛知会場	2月20日(月)	147名
大阪会場	2月28日(火)	184名

(2) 平成24年度

関係省庁（消費者庁、内閣府食品安全委員会、農林水産省）及び地方自治体と連携しながら、新基準値について説明会を開催している。

会場	開催日	参加者数
東京会場	4月20日(金)	254名
神奈川会場	4月25日(水)	206名
滋賀会場	5月8日(火)	134名
北海道会場	5月10日(木)	410名
大阪会場	5月17日(木)	373名
香川会場	5月28日(月)	141名

今後も、全国十数箇所の地方自治体と順次共催予定。

<議事>

食品中の放射性物質による健康影響について（食品安全委員会）
食品中の放射性物質の新たな基準値及び検査について（厚生労働省）
農業生産現場における対応について（農林水産省）

4. 講演会等への講師派遣

他府省、地方自治体及び団体が主催する講演会等に担当者を派遣し、新基準値の考え方や検査法、食品中の放射性物質の検査の実施状況等について説明。

5. ラジオ

内閣府被災者生活支援チームが福島県内で放送しているラジオにおいて、新基準値について説明。

6. リーフレット

新基準値の設定根拠、食品区分、実際の被ばく量の推計等の概要について、一般国民向けのリーフレットを作成し、ホームページに掲載するとともに、地方自治体を通じた情報提供を実施。

7. 地方自治体の広報誌等による広報

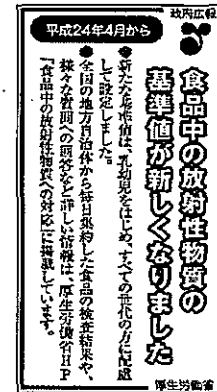
各都道府県等の発行する広報誌等により、基準値の概要等について周知するよう要請。

〈政府広報〉

平成24年度の政府の重点広報テーマの一つに位置づけられており、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く新基準値や検査体制等について広報している。

●新聞の突き出し広告

4月16日より、全国紙・地方紙計70紙の第一面若しくは社会面において突き出し広告を実施。



●政府広報オンライン

オンラインにおいてお役立ち記事『ご存じですか？食品中の放射性物質の新しい基準値は、子どもたちの安全に特に配慮して定められています』で、新基準値と検査体制について説明。

●政策情報官邸発（ラジオ）

小宮山大臣が出演し、新基準値の設定理由と監視体制について説明。（4月16日放送）

●新聞の記事下広告

5月26日より、全国紙・地方紙計72紙において新聞記事下広告を実施。

4月からスタートした食品の放射性物質の新基準値。

子どもたちにも安全となぜ言えるのですか？

一般食品	100	科学的知見に基づいて、より厳格な基準値を設定し、子どもたちの安全を確保するための措置として、下回る基準値とした。
乳児用食品・牛乳	50	子どもたちの安全を考慮し、一般食品の半分の基準値とした。
飲料水	10	摂取量が多いため、特に厳しい基準値とした。

国と自治体が協力して検査し、出荷制限しているからです。

検査：地方自治体が計画的に検査を実施。検査結果での対応や、検査結果の公表への対応なども国が支援。

出荷制限：基準値を下回る食品は、出荷制限の対象となる。毎日公表。

基準値を下回る食品は安全です。

新基準値や検査体制、信頼と連携を深める「説明会」について、詳しくご紹介しています。

政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp>

●音声広報CD

視覚障害者向け音声広報CD「明日への声」で新基準値の概要を説明。

●動画の作成

関係省庁と連携しながら、新基準値への取組について動画を作成予定。

食品中の放射性物質の 新たな基準値を設定しました

～より一層の食品の安全と安心のために～

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、原子力災害対策本部の決定に基づき、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとってきました。暫定規制値を下回っている食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されています。しかし、**より一層、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から新たな基準値を設定しました（平成24年4月1日から施行）。**

新たな基準値の概要

放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定しました。

○放射性セシウムの暫定規制値

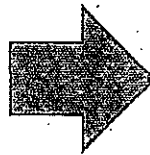
食品群	規制値 (単位:ベクレル/kg)
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	
牛乳・乳製品	200
飲料水	200

※ 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

○放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値 (単位:ベクレル/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定



●食品の区分を変更
●年間線量の上限を引き下げ

シーベルト：放射線による人体への影響の大きさを表す単位

ベクレル：放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位

新たな基準値設定の考え方

年間の線量の上限値1ミリシーベルトから、飲料水による線量（約0.1ミリシーベルト）を引き、残りの線量を一般食品（乳児用食品、牛乳を含む）に割り当てます。

①「一般食品」の基準値

まず、年齢や性別などにより10区分に分け、それぞれの区分ごとに一般食品の摂取量と体格や代謝を考慮した係数を使って限度値を算出しました。その結果から、最も厳しい値（13～18歳の男性：120ベクレル/kg）を下回る、**100ベクレル/kg**を全区分の基準としました。これは、**乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮した基準**です。

食品からの線量の上限値
1ミリシーベルト/年

★飲料水の線量（約0.1ミリシーベルト）を引く

一般食品に割り当てる
線量を決定

年齢区分	性別	限度値 (μ クレル/kg)
1歳未満	男女	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160
最小値		120

各年齢層等ごとに、通常の食生活を送れば、年間線量の上限値を十分に下回る水準に設定


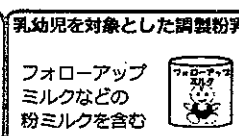
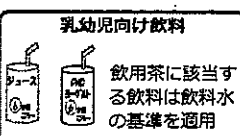

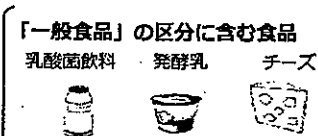
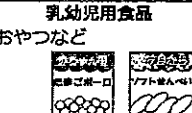

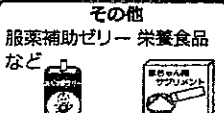
**100ベクレル/kg
に基準値を設定**

★すべての年齢区分の限度値のうち最も厳しい値（120）を下回る数値に設定



② 「乳児用食品」「牛乳」の基準値

放射線への感受性が高い可能性がある子どもへの配慮から、独立の区分とし、「一般食品」の半分の50ベクレル/kgとしています。

乳児用食品の範囲			牛乳の範囲	
乳児用調製粉乳 	乳幼児を対象とした調製粉乳 フォローアップミルクなどの粉ミルクを含む 	乳幼児向け飲料 飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用 	「牛乳」の区分に含む食品 牛乳 低脂肪乳 加工乳等 乳飲料 	「一般食品」の区分に含む食品 乳酸菌飲料 発酵乳 チーズ 
乳幼児用食品 おやつなど 	ベビーフード 	その他 服薬補助ゼリー 栄養食品 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者から牛乳と同類の商品と認識されている乳飲料(牛乳や加工乳にビタミン類やミネラル類を添加したものは、「牛乳」の区分に含まれます。) ●乳酸菌飲料、ヨーグルトなどの発酵乳、チーズなどは「一般食品」の区分に含まれます。 	

●表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分に含まれます。

③ 「飲料水」の基準値

すべての人が摂取し代替がきかず、摂取量が多いことから、WHO（世界保健機関）が示している基準を踏まえ、10ベクレル/kgとしています。

Q & A

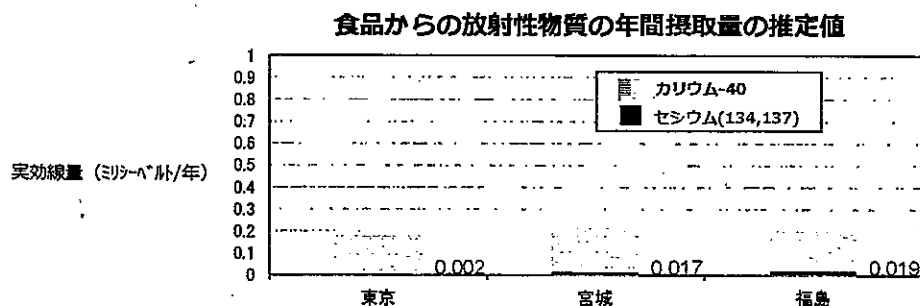
Q1 セシウム以外の放射性物質は対象にしていないの？

A1 今回の新たな基準値では、福島原発事故で放出された放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての放射性核種*（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮しています。セシウム以外は、測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、すべてを含めても被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないように設定しています。

*核種とは、元素の同位体を区別するための呼称です。核種のうち放射線を発するものを放射性核種といいます。

Q2 実際には、食品からどのくらい被ばくしているの？

A2 平成23年の9月と11月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査し、推計したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量は、**年間に換算して0.002～0.02ミリシーベルト程度**でした（下図の青色部分）。これは、自然界に存在する放射性カリウムによる被ばく線量0.2ミリシーベルト程度（黄色部分）と比べても、非常に小さい値です。



Q3 食品中の放射性物質の検査体制はどうなっているの？

A3 地方自治体では、これまでに暫定規制値を超えた食品、食べられる量の多い食品、主要な農産物などを中心に検査を行っています。また、国も流通段階における買い上げ調査を実施しています。これらの検査結果と自治体の検査計画は、厚生労働省のホームページに掲載しています。
 (http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
			平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	平成24年2月10日～平成24年4月10日	意見あり	
2月24日	農薬	アルジカルブ及びアルドキシカルブ	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	平成24年2月10日～平成24年4月10日	意見あり	基準値(案)の変更なし
	農薬	カルボキシシン	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	平成24年1月19日～平成24年3月19日	意見あり	基準値(案)の変更なし
	農薬	チジアズロン	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	平成24年1月19日～平成24年3月19日	意見なし	基準値(案)の変更なし
	農薬	プリミスフロロンメチル	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	平成24年1月19日～平成24年3月19日	意見なし	基準値(案)の変更なし
	農薬	ベンフルラリン	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	平成24年2月10日～平成24年4月10日	意見なし	基準値(案)の変更なし
	動薬	セファロニウム	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
	農薬	クロラントラニプロール	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	平成24年2月10日～平成24年4月10日	意見あり	基準値(案)の変更なし
	農薬	シアゾファミド	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
	農薬	シエノピラフェン	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
	農薬	シフルフェナミド	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
	農薬	ピリダリル	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
	農薬	ミクロブタニル	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
	農薬	メタラキシル及びメフェノキサム	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
	農薬、動薬	オキシロニック酸	平成24年3月23日～平成24年4月21日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
	添加物	サッカリンカルシウム	平成24年5月2日～平成24年5月31日	意見あり	平成24年3月13日～平成24年5月12日	意見なし	

